



令和3年度 大潟村放課後児童クラブのご案内

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

放課後児童クラブはどんなところ？

児童クラブは、放課後、学校から直接児童クラブへ来て、指導員と一緒に、室内や館庭でのびのびと遊んだり、読書や工作、自主学习(宿題等)など、自由な遊びを中心に保護者の方が迎えにくるまで過ごします。

※学校や塾とは違いますので、特別な技術を教えたり、学習指導はしません。

※「こどもなかよし館」とは違い、自由に遊びに来て、自由に帰ることはできません。

1. 対象児童

村内に居住し、保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない小学生(1~6年生)

2. 場所

大潟村中央5-1(大潟こども園と棟続き)

3. 開館時間

①学校の授業がある日 授業終了時から午後6時まで

②学校が休みの日(夏季休業・冬季休業等)

午前8時から午後6時まで

4. 休館日

①土曜日、日曜日、祝日

②年末年始(12月31日から1月5日)

5. 保護者負担金

①登録料(傷害保険料) 800円/年

②保育料(おやつ代含む) 5,000円/月

(1ヵ月あたりの利用が13日未満の場合は400円/日)

※生活保護世帯、住民税非課税世帯は減免制度があります。

詳しくは教育委員会へお問い合わせください。

6. 利用方法

①利用登録(傷害保険加入)

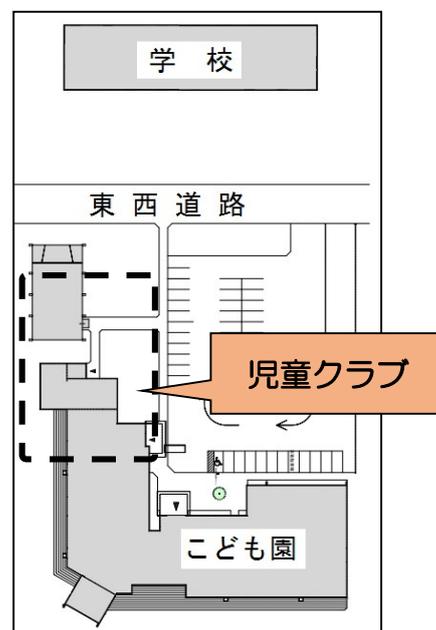
利用される方(利用が見込まれる方)は、原則、年度始めに利用登録が必要です。

②利用申込

毎月20日までに翌月の利用希望日を届け出てください。

③その他

欠席される場合は必ず連絡をください。(児童クラブ 080-8209-7641)



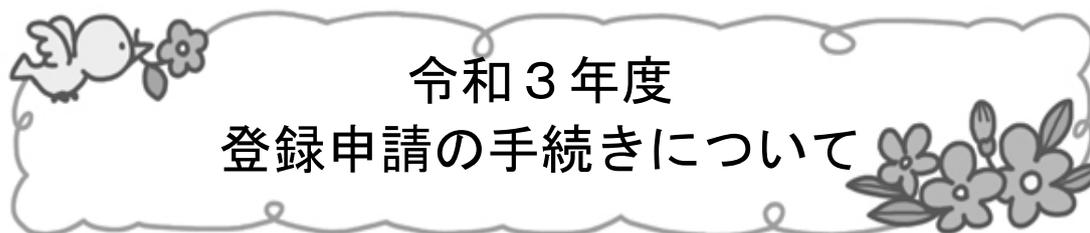
7. お迎えについて

児童の帰宅は、安全確保のため、原則、保護者の方のお迎えをお願いします。

ただし、高学年の児童や、家庭の事情によりお迎えが困難な場合は、児童1人での帰宅も可能ですが、保護者の責任となります。お迎えに出来ない場合は、必ず保護者から連絡をお願いします。

8. 持ち物について

学校で給食がない日や学校休業日のときはお弁当が必要です。調理が必要なもの（カップラーメン等）は持たせないでください。



令和3年度の登録申請を次のとおり行いますので、ご利用を希望される方は、手続きをお願いします。なお、現在利用中の児童も、改めて手続きが必要です。お忘れのないよう、ご注意ください。

～申請書等の配布～

申請に必要な書類等は、3月2日（火）から「大湊村教育委員会」および「大湊こども園」において配布しますので、必要な方は取りに来てください。また、大湊村公式ホームページからもダウンロード可能です。

◇受付期間 **3月9日(火)～16日(火)** ※土日を除く。

※傷害保険の加入手続きが必要ですので、期間厳守をお願いします。
※利用される方(利用が見込まれる方)は、原則、年度始めに利用登録が必要です。

◇受付時間 9:00～17:00

◇受付場所 大湊村教育委員会 または 大湊こども園

◇提出書類 ①放課後児童クラブ登録申請書

②「就労証明書」または「自営業・農業申立書」（父/母）

③登録児童調査書

④放課後児童クラブ利用届出書（4月利用分）

※4月利用される方は3月22日（月）までに提出してください。

⑤口座振替依頼書

※指定金融機関：大湊村農業協同組合

※3月22日までに金融機関へ提出してください。

お問い合わせ

大湊村教育委員会 ☎ 45-3240

放課後児童クラブ ☎ 080-8209-7641